


(様式1)



山口市

報道資料

令和3年5月13日

1 件名	山口市交流促進空家活用事業の募集開始について
2 日時	令和3年5月14日（金）から
3 場所	応募受付先：山口市地域生活部定住促進課
4 内容	<p>空き家活用の提案を募集し、優れた提案に対して実現に必要な費用の一部を助成する「山口市交流促進空家活用事業」を行います。</p> <p>(1) 募集内容について</p> <p>空家又は空店舗を活用した新たな交流を創り出す提案を求めるコンペティションを実施します。審査会により採択された3件の事業に対して事業経費の一部、最大100万円（補助率1/2）を助成します。また、事業経費の自己負担部分について、クラウドファンディングにより調達を行う場合は、クラウドファンディングの手数料部分について最大20万円（補助率10/10）を助成します。</p> <p>(2) 審査会の開催について</p> <p>6月下旬を皮切りに9月まで毎月審査会を開催予定です。</p> <p>審査会への参加には、審査会が実施される月の前月末（6月下旬の審査会であれば5月末）までに参加意向申出書を提出のうえ、審査会の2週間前までに参加申込書の提出が必要です。詳しくは別添「山口市交流促進空家活用事業補助金応募要領」をご確認ください。</p> <p>山口市移住情報サイト「すむ住む山口」 https://www.sumusumuyamaguchi.jp/ →  でも掲載しています。→</p> <p>(3) 募集期間について</p> <p>令和3年5月14日（金）から ※審査会により3件の事業が採択された時点で募集を締め切ります。</p>
5 問い合わせ	山口市地域生活部定住促進課（担当：大田・田邊・渡辺） TEL 083-934-4646

令和3年度

山口市交流促進空家活用事業補助金

応募要領

募集期間

令和3年5月17日(月)～令和3年9月15日(水)

令和3年5月

山口市定住促進課(山口総合支所3階)

TEL:083-934-4646

FAX:083-934-2867

E-mail:teiju@city.yamaguchi.lg.jp

空家は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下につながります。しかしながら、空家を有効に利活用することにより、地域外から移住の受け皿となったり、その地域の資源を利活用した新たな事業展開の場ともなり得ます。

山口市交流促進空家活用事業では、上記のような空家を地域資源として有効に活用し、地域の活性化につながる交流を創り出す先駆的な事業活動を応援します。

採択にあたっては、事業アイデアを提案していただき、審査会を行います。審査会で採択された事業については、実際の空家での事業構築を行い、具体的な経費の算出に基づいて空家の改修事業費及び交流事業費に対して予算の範囲内で支援します。また事業経費の調達にクラウドファンディングを活用する場合は、クラウドファンディングの手数料に対し、別途支援を行います。

1 補助金の概要

1-1 補助金の目的

本事業は、本市にある空家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を作り出す場とすることで、ここでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図るものです。この事業から新たな空家の利活用のモデルが多く提案され、市民の皆様が空家について考えるきっかけになっていただければと期待しています。

2-1 用語の意義

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、現に人が居住していない本市の区域内に存在する住宅及びその土地
- (2) 空店舗 過去に商業活動又は事務所の用に供していた実績があり、現に利用されていない本市の区域内に存在する店舗又は事務所及びその土地
- (3) 自己調達 外部から事業に必要な資金を調達することをいう。
- (4) 自己資金 事業のために自分で用意した資金のことをいう。

3-1 補助対象者

補助対象者は、下記のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
- (2) 社会貢献等の目的を持って事業を実施する意思があること。

4-1 補助対象物件

事業で活用する空家又は空店舗は、下記のすべての要件を満たすものとし、申請者において確保すること。

- (1) 本市の区域内に存する空家又は空店舗であること。
- (2) 現に人が居住していないこと。
- (3) 本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)に、現に着手していないこと。
- (4) 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体(以下、「国等」という)からの補助を受けていないこと。
- (5) 国等が所有するものでないこと。

- (6) 補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。
 ※事業を実施する物件については、審査会での採択後、不動産事業者が加盟する団体を通じて斡旋を受けることができます。斡旋を希望される際は山口市定住促進課へお問い合わせください。

5. 補助対象事業の要件及び補助金額

(1) 事業の要件

- ① 市外県外からの移住定住、交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
- ② 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
- ③ 改修事業は、市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りでない。

※営利事業、非営利事業の別は問いません。

例) 外国人や移住希望者等を対象にしたゲストハウス、地域の魅力を生かしたコミュニティカフェやギャラリー、域外の人と地域の人が交流できるコミュニティスペース、山口市の食材を使ったシェアキッチンなど

(2) 補助率・補助限度額

	改修事業費及び交流事業費	クラウドファンディングに係る経費
補助率	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の10分の10
補助限度額	100万円	20万円

※補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。

【イメージ】

事業に要する費用 250万円	
補助対象経費 200万円	補助対象外経費 50万円
100万円 (1/2)	100万円 (1/2)
↓	
交流促進空家活用事業補助金 (クラウドファンディング) 100万円 200万円×1/2=100万円 (補助限度額100万円)	自己調達(自己資金) 150万円 ※クラウドファンディングで調達の場合、手数料部分について20万円を上限に別途補助

6. 事業実施期間

事業の実施期間は、補助金の交付決定通知を受けてから令和4年3月15日までに事業が完了するものが対象となります。

7. 補助対象経費

補助対象経費は別表1のとおりです。

※計算方法等の留意事項については、「山口市交流促進空家活用事業補助金実施要領」を参照してください。

8. 補助金概算額

補助金の交付は原則、事業の完了後となりますが、交付決定審査を経て、本市からの補助金交付決定を受けた後であれば、市長が補助対象事業の遂行上特に必要があると認めた場合に限り、交付決定した補助金の額の範囲内で概算払により交付することができます。(原則1回限り)

II. 審査会への申込方法

1. 申込者

申込者は事業を主体として行う事業者(法人、個人を問わない)となります。

2. 申込書類(各1部提出してください。クリップ留めとし、製本しないこと。)

- (1) 山口市交流促進空家活用事業審査会申込書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 概算収支予算書(別紙2)
- (4) 誓約書(別紙3)
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3. 募集期間(受付場所)問合せ先

- (1) 審査会参加意向申請について
審査会に参加する意思のある事業者については、審査会開催1か月前までに参加意向申請書(様式第1号)をメール等により提出すること。
- (2) 募集期間: 令和3年5月17日(月)～令和3年9月15日(水)
※午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
毎月末に審査会を予定。審査会2週間前までに提出されたものについて審査を実施。
※採択事業において予算額に達した場合は、9月15日より前に募集を締め切る可能性があります。
- (3) 受付場所・問合せ先
山口市地域生活部定住促進課(山口市役所3階)
TEL: 083-934-4646 FAX: 083-934-2867
E-mail: teiju@city.yamaguchi.lg.jp
※申請書類は、持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、封筒には「山口市交流促進空家活用事業申込書類在中」と朱書きすること。期限必着)してください。

4. 質問票の提出

申込に関する質問がある場合は、質問票をメールにより提出すること。

5. 申込の条件

- (1) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団などの構成員がいないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
- (5) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
- (6) 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業でないこと。
- (7) 国等で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。

6. 留意事項

- (1) 申し込みに関し必要となる費用は申込者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申込書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申込者が申込書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。
- (4) 申込書類に不備がある場合は受付できません。
- (5) 申込書類は返却いたしません。

III. 審査会の実施

1. 採択の方法

外部有識者等によって構成する「山口市交流促進空家活用事業審査会」により、厳正に審査を行います。

2. 審査会の実施

審査会において、申請者の事業内容やその手法などを審査する公開プレゼンテーションを実施します。審査会は、令和3年6月末以降9月末まで毎月実施を予定しており、詳細な日時等は申請者に別途通知します。

3. プレゼンテーション実施方法

プレゼンテーションは事業内容の説明（10分程度）及び審査委員からの質疑応答（10分程度）の20分間とします。紙資料のほか、パワーポイントを用いることは可能ですが、準備等は申請者においてすべて行ってください（プレゼンテーションに係る経費は、申請者の負担となります）。

なお、プレゼンテーションを実施する順番は、原則として申請書類を受理した順番とします。

4. 評価基準（予定）

(1) 評価基準

以下の基準において、総合的に判断します。別紙「山口市交流促進空家活用事業審査会 審査基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを「事業計画書」に記載してください。

【適格性】

提案内容の基本的な考え方が、本市の抱える人口減少や人口構造の変化に伴う様々な課題について理解したものとなっているか。また、市外県外からの交流人口の増加に繋がる取組であるか。

【公益性】

地域の活性化に寄与するものか。地域課題等の解決に効果があるか。市民に広く周知するものとなっているか。

【実現性・継続性】

予算案と事業内容の整合性が取れ、実現すると見込まれているか。3年以上事業を継続する見通しがあるか。

【先駆性】

提案内容が今後の展開を期待できるものか。先進的なものとなっているか。

【費用対効果】

コストと効果のバランスは適正なものか。

【地域との融和性】

事業を実施する地域との融和性は取れているか。

IV. 補助金の申請方法

1. 申請者

申請者は、「山口市交流促進空家活用事業審査会」にて採択を受けた事業を主体として行う事業者（法人、個人を問わない）となります。

2. 申請書類（各1部提出してください。クリップ留めとし、製本しないこと。）

- (1) 山口市交流促進空家活用事業補助金交付申請書（様式第6号）
- (2) 事業計画書（別紙4）
- (3) 収支予算書（別紙5）
- (4) 企画提案に対する同意確認書（別紙6）
- (5) 市税に滞納の無いことの証明書
- (6) (1) から(5)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3. 提出期限・受付場所・問合せ先

- (1) 提出期限：令和3年9月30日（木） 午後5時必着
- (2) 受付場所・問合せ先

山口市地域生活部定住促進課（山口市役所3階）

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

TEL：083-934-4646 FAX：083-934-2867

E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp

※申請書類は、持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、封筒には「山口市交流促進空家活用事業補助金申請書類在中」と朱書きすること。）してください。

4. 申請の条件

- (1) 山口市税に滞納が無いこと。
- (2) 審査会への申込条件を引き続き満たしていること。

5. 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (5) 申請書類は返却いたしません。

V. 個人情報及び企業秘密について

1. 個人情報の管理

当事業に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- (1) 補助対象事業の選定における事業管理のため。
- (2) 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (3) 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- (4) 本市が実施する支援事業等の情報提供のため。

2. 企業秘密の保持

当事業に係る提出書類の取扱は厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

Ⅶ. 全体の流れ

